

新たな過疎対策法の制定について

中国部会提出

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところでもあります。

しかし、国全体が人口減少に転じ、少子高齢化も進む中、過疎地域の周辺部には集落機能が低下し、消滅の危機に瀕している集落も多く存在し、森林管理の放置による森林の荒廃、度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊や河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止や森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしており、この多面的・公益的機能は国民共有の財産として、それらは過疎地域に暮らす住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末を以って失効しますが、過疎地域が果たしてきた多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものです。

以上を踏まえ、Society5.0時代の到来も見据えながら、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 過疎地域が果たしている役割を評価し、新たな過疎対策の理念を確立すること。
- 2 新たな過疎法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 3 地方交付税を充実し、過疎自治体の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業の拡充や、ソフト分に係る発行限度額を引き上げるなど、必要額を確保すること。

- 4 過疎地域における新たな雇用の場の創出等による地域活性化を図るため、農林水産業、観光業、地場産業等の地域の特性と環境を生かした産業振興を図るための支援措置や、企業の進出等に対する税制等の優遇措置を充実強化すること。
- 5 過疎地域において住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立するため、子育て支援対策のほか、医療提供体制の充実、地域の交通手段の確保、上下水道などの生活環境基盤の強化、教育環境の整備、防災・減災対策などについて、広域的な連携を含めて課題に対応するための仕組みと支援措置を充実強化すること。
- 6 過疎地域において持続可能な地域社会の実現に資するため、集落対策、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、地域コミュニティ活動、多様な主体の協働による地域社会の活性化や地域を担う人材育成等を積極的に支援するための施策を充実強化すること。
- 7 都市との交流等により地域社会の活性化を促進し、過疎地域における産業の振興、住民の生活基盤の確立及び集落対策等の推進を支える土台となる、第5世代移動通信システム(5G)を含む高度情報通信基盤及び高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、支援措置を充実強化すること。